|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国際連合 | CRPD/C/KOR/CO/1 |
| _unlogo | **障害者権利委員会** | Distr.: General3 October 2014**ADVANCE UNEDITED VERSION**Original:英語 |

**韓国政府への最終見解**

**Concluding observations on initial report of the Republic of Korea**

**Ⅰ. イントロダクション**

1. 　国連障害者権利員委員会（以下、委員会）は、2014年9月17日、18日に開催された（第12会期CRPD）第147回、148回会議において、韓国の最初の包括的な政府報告書を審議し、2014年9月30日に開催された第165回会議で以下の最終見解を採択した。

2．　委員会が提示したガイドラインに基づいて韓国政府の最初の報告書が作成されたことについて歓迎の意を表し、また、委員会が提示したLOIsに対しての回答についても感謝する。

3．　委員会は、締約国の代表団と開催した有益な対話について感謝し、多くの関連する政府省庁の代表によって構成された代表団を派遣した韓国政府に賛辞を送る。委員会は、国家人権委員会の独自の参加についても歓迎するものである。

**Ⅱ．積極的側面Positive aspects**

4．　委員会は、締約国が権利条約の多様な分野において進展が成され、2012年8月5日に採択された「障害児童福祉支援法」の採択を含む、権利条約と国内法の調和のとれた立法上の措置が取られたことに対して祝意を表する。委員会は、「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」（以下、「障害者差別禁止法」）の制定に感謝する。さらに、障害者政策発展5か年計画に進捗を歓迎する。

5. 委員会は、締約国が特に仁川戦略の開始と履行を支援するための取り組みをはじめとする障害者の権利の向上のための国際協力分野への多大な措置に対して賞賛する。

**Ⅲ．主要な分野における懸念と勧告Principal areas of concern and recommendations**

**A. 一般原則及び義務（1－4条）**

6. 　委員会は、障害者福祉法が障害の医療モデルに言及していることに対して懸念する。

**7. 　委員会は締約国に対し、障害者福祉法を見直し、同法を権利条約が支持する障害に対する人権アプローチに調和させることを勧告する。**

8. 　委員会は、障害者福祉法上の新たな障害等級判定制度が、福祉サービスの提供に当たり、医学的評価にのみ依存しており、精神障害者を含む全ての類型の障害者のニーズを考慮し、網羅できていないことに懸念する。委員会は、この結果新たな障害等級判定制度が障害等級により、障害者の福祉サービス及び活動サービス受給資格を制限していることを懸念する。

**9. 　委員会は締約国に対し、障害者福祉法に伴う現行の障害の定義と障害等級制を見直し、それが障害者の性質や状況、ニーズに符合し、福祉サービスとパーソナル・アシスタンス制度が、精神障害者等を含む全ての障害者にそれらの求めに応じて拡大されることを確保することを勧告する。**

10. 　委員会は、韓国政府が選択議定書を批准することを強く推奨する。

**B. 個別の権利（5－30条）**

**平等、無差別（第5条）**

11.　　委員会は、障害者差別禁止法の実効性の欠如について懸念する。委員会は特に救済をもとめる申立の多くが解決されていない事に懸念する。委員会は裁判所が自らに付与した命令権限を認識する必要があることに着目する。

**12. 　委員会は締約国に対し、韓国国家人権委員会の人的資源と独立性を拡大することを勧告する。さらに、障害差別の被害者が司法を通じた救済へのアクセスのためのコストの免除あるいは削減及び障害者差別禁止法第43条に基づく法務大臣の是正命令に対する要件緩和を勧告する。委員会はまた、韓国が障害者差別禁止法の効果的な履行の必要性及び裁判官に対して付加されている命令権に対する認識の必要性について、裁判官の意識を向上させることを推奨する。**

**女性障害者（第6条）**

13. 　委員会は、障害者関係の法制度や政策にジェンダーの視点が取り入れられていないことに懸念する。委員会は、また、家庭内暴力の防止のための効果的な措置が欠如していることに懸念する。これは、障害者入所施設の内部と外部両方における女性障害者への暴力についても同様である。さらには、女性障害者及び障害のある少女が生涯教育プログラムに参加するのが困難であり、女性障害者の妊娠や出産機関の十分な支援を受けられていないことに懸念する。

**14.　　委員会は締約国に対し、ジェンダーの視点を障害法政策にメインストリーム化し、女性障害者に特化した政策の開発を勧告する。また、障害者入所施設の内外で行われている女性障害者に対する暴力を解決するための効果的な措置をとり、特に性暴力及び家庭暴力の予防に関するプログラムを立案する際には、ジェンダーの視点を導入することを勧告する。また委員会は、女性障害者が、一般教育を修了したあるいはそれから排除されたということに関わりなく、女性障害者の選択とニーズによる効果的な生涯教育を受けることを確保することを勧告する。さらに女性障害者に対する妊娠中や出産時における支援を増やすことを勧告する。**

**意識の向上（第8条）**

15. 委員会は、締約国が条約の内容や目的について、政府機関の公務員や国会議員、マスメディアそして、一般社会に体系的で継続した広報と教育の提供ができていないことを懸念する。

**16. 委員会は締約国に対し、権利の主体としての障害者の肯定的イメージを高めるための意識向上のキャンペーンを強化することを推奨する。特に締約国が政府の公務員や議員、マスメディア、一般社会に対して、権利条約の内容や目的についての体系的で継続的な広報と教育を行うことを勧告する。**

**アクセシビリティ（第9条）**

17. 委員会は、農村地域と都市部において、アクセシブルなバスやタクシーが少ないことに対して懸念する。また委員会は、建物に対するアクセシビリティの基準が最低限のサイズや容量、あるいは建物の築年数などによって制限されており、すべての公共の建築物にいまだに適用されていないことに懸念する。委員会はさらに、多くのウェブサイトに視覚障害者がアクセスできない状態であり、ウェブアクセシビリティが、知的障害者や精神障害者と同様に聴覚障害者といった障害種別ごとの要求を満たすには不十分な状況であることに懸念する。

**18. 委員会は締約国に対し、障害者がすべてのタイプの公共交通機関を安全かつ便利に利用することを可能にするために、現行の公共交通政策を見直すことを勧告する。委員会は、締約国が権利条約第9条と一般的意見第２号に従って、建物のサイズや容量、築年数などにかかわりなく、すべての公共設備や職場に対するアクセシビリティ基準を適用することを推奨する。委員会はさらに、締約国は関連法令を修正し、全ての障害者が障害のない人との平等を基礎として、インターネットのウェブサイトから情報へのアクセスを可能とし、視覚障害者やその他の障害を持つ人のためにスマートフォンへのアクセスを促進することを勧告する。**

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

19.　 委員会は、自然災害を含む危険な状況に対して、すべての障害者が利用可能なフォーマットで作成された具体的な戦略の欠如について懸念する。委員会は特に、「障害者、高齢者、妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」に障害者の避難体制が盛り込まれていないことを懸念する。

**20． 委員会は締約国に対し、自然災害の発生を含む危険な状況において、障害者の障害の特性を考慮した保護と安全を確保する普遍的な計画を採択、実施し、さらに、ユニバーサルなアクセシビリティ（利用のし易さ）と障害のインクルージョンを、すべての災害リスクの軽減政策とその実施のすべてのステージとレベルにおいて確保することを勧告する。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

21． 委員会は、2013年7月より施行された新たな成年後見制度について、後見人が「疾病や障害、あるいは年齢による精神的制約によって事務処理能力が持続的に欠如した状態にある者」の財産や個人的問題に関する決定を行うことが許容されていることについて懸念する。委員会はこうしたシステムが一般的意見第1号で説明している権利条約第12条の規定とは異なり、支援を受けた自己決定ではなく、代替決定を継続して推進していることに注目する。

**22． 委員会は締約国に対し、代替決定から、医学的治療におけるインフォームドコンセント（十分な説明による事前の同意）、司法へのアクセス、投票、婚姻、労働そして自らの居住地の選択において、障害者の自己決定（自律）や意思、選考を尊重し、個人の権利に関して権利条約第12条や一般的意見第1号を完全に充足する支援を受けた自己決定へ転換することを勧告する。また委員会は、締約国が障害者やそれらを代表する組織との協力し、全国、広域、基礎自治体のレベルにおいて、公務員や判事、社会福祉に関係するものを含むすべての関係者に対し、障害者の法的能力の承認と支援を受けた自己決定の仕組みについての教育（訓練）の提供を勧告する。**

**司法手続きの利用の機会（第13条）**

23． 委員会は、政府が障害者に対して法的手続きについての合理的配慮（正当な便宜）を確保する障害者差別禁止法第26条の実効性の欠如について懸念する。また委員会は、法曹関係者が障害者の権利について認識が十分ではないことについて懸念する。委員会は韓国の最高裁判所（大法院）が2013年に出版した「障害者への司法支援に関するガイドライン」に注目する。

**24． 委員会は締約国に対し、障害者差別禁止法第26条の効果的な履行の確保にさらなる努力を行うことを勧告する。また、警察関係者、刑務官、法律家、司法関係者や助力人のための訓練プログラムに、障害者に関する標準モジュール、手続きと年齢に適合的でジェンダーの観点からの合理的配慮（正当な便宜）、司法への利用の機会の保障を含むことを勧告する。また、最高裁判所から出版された「障害者への司法支援に関するガイドライン」が法的に拘束力を持ち、効果的に実施されることを勧告する。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

25． 委員会は現行の精神保健法における法的規定とその改定案について、障害を理由とした自由のはく奪が許容されていることに懸念する。また、委員会は精神障害者が自由や十分な説明による事前の同意（インフォームドコンセント）なしに長期間の施設収容を含め施設収容の割合が高いことについて懸念する。

**26． 委員会は締約国に対し、精神や知的障害を含め障害に基づく自由のはく奪を許容している現行の法的規定を見直し、精神医療サービスを含む医療サービスが当該障害者の自由で十分な説明と事前の同意に基づくものであることを確保する措置をとることを勧告する。また、委員会は法律が改正されるまで、病院や特別施設における障害者の自由のはく奪のすべてのケースが見直され、その見直しには抗告の可能性も含むことを勧告する。**

27． 委員会は、韓国において裁判を受けることが適切ではないという宣言された障害者に対して、公正な裁判を受ける権利を保障するために実際に施行されている保護措置に関する情報が不足していることに対して懸念する。韓国政府からの情報によれば、こうした人たちに対する弁護人の選任と無罪申告以外に、裁判を受けることが不適切であると思われる人たちに対して制裁として課す実質的な措置についての情報が提供されていない。

**28． 委員会は、公正な裁判と法的手続きが障害者に保障されることを確保する手続き的な便宜の確立を勧告する。また、裁判を受けることが不適切であるという宣言は他のものとの平等を基礎として障害者に対して法的手続きを許容するための刑事司法体系への転換を勧告する。**

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

29． 委員会は精神病院内部で、精神障害者が拘禁室、持続的な殴打や拘束、過度な投薬などを含む残酷で非人道的、品位を著しく傷つける取扱いを受けていることについて懸念する。

 **30． 委員会は締約国に対し、障害者に対して、残酷で非人道的で品位を傷つける取扱いや制裁を障害者に対して加える強制措置を廃止することを推奨する。施設収容が続く限り、障害者団体の代表を確保している外部の独立したモニタリング（監視）メカニズムを通じて、あらゆる形態の暴力や虐待から保護することを推奨する**。

**搾取や暴力、虐待からの自由（第16条）**

31．　　委員会は障害者が強制労働を含む暴力や虐待、搾取に直面し続けていることに懸念する。締約国が加害者へ制裁と被害者への賠償ができていないことについて、性的暴力や家庭内暴力の被害者以外に、障害者に対するシェルターがないことについて懸念する。

**32．　 委員会は締約国に対し、施設内外において障害者によって経験されているすべての暴力、搾取そして虐待について調査し、加害者が処罰され被害者が賠償を受け取ることを確保し、被害を受けた障害者のためのアクセシブルなシェルターを提供することを推奨する。委員会は、特に、締約国が障害者の強制労働についての調査を強化し、被害者に十分な保護を提供することを勧告する。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

33．　 委員会は禁止する法的条項があるにも拘わらず、女性障害者の強制不妊手術のケースについて懸念する。さらに、この案件に関して締約国によって実施された調査の情報が欠如していることに懸念する。

**34．　 委員会は締約国に対し、家庭や地域社会、施設内部において女性障害者や障害のある女の子の権利についての認識を向上させることや強制不妊手術に対する効果的でアクセシブルな保護が提供されるメカニズムの確保によって、強制不妊手術の実施を根絶するための措置をとることを推奨する。委員会はまた、締約国が強制不妊手術の最近の又は現在進行している事例についての調査を実施することを勧告する。**

**移動の自由（第18条）**

35． 委員会は「事理弁識能力が欠如し、国内滞在において補助（assistance）のない」精神障害者の入国を禁止している入国管理法第11条や、障害を持つ移民に対する基本的な障害サービスを制限している障害者福祉法第32条の規定について懸念する。

**36． 委員会は締約国に対し、障害者が障害に基づいて韓国への入国する権利をはく奪されないことを確保し、基本的な障害サービスの制限から障害を持つ移民が自由になることを確保するために、入国管理法第32条と障害者福祉法第11条を見直すことを勧告する。**

**自立した生活及び地域社会へのインクルージョン（包容）（第19条）**

37． 委員会は、入所施設やその居住者の増加からわかる通り、効果的な脱施設戦略が欠如し、地域における障害者をインクルージョンする効果的な措置が十分でないことに懸念し、また、パーソナル・アシスタンスサービスを含む全ての必要な支援サービスなど、地域におけるインクルージョンのための政策が欠如していることを懸念する。

**38． 委員会は締約国に対し、障害の人権モデルに基づいて効果的な脱施設戦略を立案し、パーソナル・アシスタンスサービスを含む地域における支援サービスを十分に増やすことを推奨する。**

39． 委員会は、障害者がパーソナル・アシスタンスサービスを受けるために支払う必要がある費用の額が、障害の特性や環境、障害者のニーズではなく機能障害の程度をベースにしており、また、障害者の収入ではなく、家族の収入をベースとしていることで、結果的にパーソナル・アシスタンスサービスの受給から一定の障害者は排除されていることを懸念する。

**40． 委員会は締約国に対し、社会的補助プログラムを通じて、十分で公正な財政的支援を行い、障害者が地域で自立した生活を送ることができるようにすることを勧奨する。委員会は特に、締約国が、サービスのための費用額は「機能障害の程度」ではなく、障害者の特性や状況、ニーズを基礎とし、また、彼ら彼女らの家族の収入ではなく、障害者の収入を基礎とすることを勧告する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（アクセス）（第21条）**

41． 委員会は、韓国手話が締約国において公式言語として認められておらず、点字を公式文字として宣言している法案が国会に係留中であることを懸念する。また委員会は、放送物、特にテレビ番組、に対する障害者のアクセスを確保する規定において量についての基準があり、番組の質の確保についての基準がなく、手話や字幕、画面解説、読みやすい／理解しやすい内容を通じて、また、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション方法による十分でアクセシブルな情報の提供ができていないことに懸念する。

**42． 委員会は締約国に対し、韓国手話を公式言語として承認し、点字を韓国の公式文字として認める法案の採択を勧奨する。また、委員会は放送に対するアクセシビリティを保障する規定に、番組の質に関する基準を含め、手話や字幕、画面解説や読みやすい／理解しやすい内容、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション手段を通じてアクセシブルで十分な情報の提供と共に含めることを確保することを同時に含めることを勧告する。**

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

43． 委員会は、障害のある子供の家族に対して提供される支援サービスが重度の障害者がいる低所得の家族に限定されていることに懸念する。サービスの供給不足により、こうしたサービスでさえ不十分である。また委員会は、政府が障害児本来の家族より養子縁組した家族に対して補助金や援助を多く提供することで、本来の家族が障害のある子供を、特にさらに複雑にスティグマを押されたシングルマザーが遺棄することを助長し、子供の家族への権利を否定していることを懸念する。

**44． 委員会は締約国に対し、シングルマザーを含む親に対して、障害のある子供が家庭内で養育するための法的基礎を提供し、包括的な政策を実施し、他の子供との平等を基礎として、家族に対する権利や地域社会への参加の権利を確保することを勧告する。**

**教育（第24条）**

45． 委員会は、インクルーシブ教育政策があるにも拘らず普通学校の障害のある児童生徒が特殊学校に戻ることを懸念する。また委員会は、普通学校に入学した障害のある児童生徒がそれらの機能障害に関するニーズに適切な教育を受けることができていないという報告に懸念する。

**46．委員会は締約国に対し、以下を勧告する：**

**(a)　現行の教育のインクルージョン政策の実効性について調査を行うこと**

**(b)　アクセシブルな学校環境とともに、特に、教室における支援機器や支援、アクセシブルで十分な内容の教材やカリキュラムの提供によって、学校でのインクルーシブ教育と合理的配慮の提供において努力を強化すること**

**(c)　普通学級の教職員を含め、教育関係者への訓練の強化**

**健康（第25条）**

47． 委員会は、最近改正された商法第732条が、障害者が「精神的能力を有する」時に例外として保険加入を認めていることに対し懸念する。委員会は精神的能力に基づいた保険加入の拒否が障害者への差別を構成することを注視する。

**48． 委員会は締約国に対し、「精神的能力を有する」障害者について例外的に保険加入を認める商法第732条を削除し、生命保険に関する権利条約第25条(e)の規定への留保を撤回することを推奨する。**

**労働雇用（第27条）**

49． 委員会は、最低賃金法が「労働能力が明らかに欠如している者」を最低賃金の適用から除外しており、労働能力の欠如と定義するためにどのように評価して規定するのか基準が明確にされていないという点に懸念する。さらに委員会は、この結果、障害を持つ労働者、特に精神障害を持つ者が最低賃金以下の報酬を受け取っており、また、開かれた労働市場に参入することが目的とされていない保護雇用の継続性について懸念する。

**50． 委員会は締約国に対し、最低賃金法により最低賃金の適用から除外された障害者への保障のための補助的な賃金体系を導入し、保護雇用を終了させて権利条約の文脈において、障害者の団体と緊密に協議しながら、障害者の雇用を促進する対案を検討することを推奨する。**

51． 委員会は、障害者のための割当雇用制度があるにもかかわらず、障害者の失業率、特に女性障害者のそれが障害のない人と比べ高くなっていることに懸念する。

**52． 委員会は締約国に対し、女性障害者の雇用に特に注視しながら、雇用の差を縮小する措置を整備することを勧告する。委員会は特に、締約国が障害者に対する割当雇用制度の効果的な実施を確保し、同時にこの地域における達成度や結果について関連する統計の発行を確保することを勧告する。**

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

53． 委員会は「国民基礎生活保障法」で、一定の財産や所得がある家族がいる当該障害者を最低限の生活支援（生活保護）から排除していることを懸念する。また、委員会は、生活保護の受給資格が現行の障害等級制度を基準にして、重度障害者に限定されていることを懸念する。

**54． 委員会は締約国に対し、生活保護の支援を、障害等級や家族の収入や財産を基準とするのではなく、障害者個人の特性や状況、あるいはニーズを基準とすることを勧告する。**

**政治的および公的活動への参加（第29条）**

55． 委員会は多くの投票所が障害者に完全にアクセシブルではなく（利用が容易ではなく）、選挙情報が様々な種別の障害に則して障害者に提供されていないことを懸念する。また委員会は、この分野に関して障害者が直面している障壁によって、障害者の政治活動への参加、候補者としての参加が低い水準であることに懸念する。

**56． 委員会は締約国に対し、投票が障害に関わりなく全ての人に完全にアクセシブルであることを確保のための努力を重ねること、および、選挙情報がすべてのアクセシブルなフォーマットで提供されることを勧告する。さらに委員会は、締約国に対し、被選挙権において障害者の参加を促進するための特別の措置をとることを勧告する。また委員会は、ある種別の障害者に締約国が選挙権や被選挙権が否定している条項を見直し、障害種別に関係なしに投票権、被選挙権を付与することを勧告する。**

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加及びスポーツへの参加（第30条）**

57． 委員会は、締約国が全盲、視覚障害あるいは他のプリント資料へのアクセスが困難な障害者に対して発行物へのアクセスを許容する「視覚障害者およびプリントディスアビリティのある人々の出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」に批准していないことに対して懸念する。

**58． 委員会は締約国に対し、マラケシュ条約に可能な限り早期に批准し、履行するためのすべての適切な措置を採用することを推奨する。**

**C．個別の義務（第31条～33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

59． 委員会は、締約国による障害者に関する統計データが障害者の多様性が考慮されていないため、障害者に関する各政策への効果についての評価への言及ができていないことに懸念する。また委員会は、統計データがすべてのアクセシブルなフォーマットにおいて政策され共有され得ていないことを懸念する。

**60． 委員会は締約国に対し、性や年齢、障害、居住地、地理上の地域や政策の受益者別に分類したデータの収集、分析、詳細化を体系化することを勧告する。そして、それらの統計がアクセシブルなフォーマットでの情報提供を通じて、すべての障害者により自由でアクセシブルであることを勧告する。**

**国内履行と監視（第33条）**

61． 委員会は、保健福祉省障害者政策局が権利条約の全般的な履行に関する担当部局であり、障害者政策調整委員会が障害者に関するする基本政策の実施について調整し監視する機関であり、韓国国家人権委員会が権利条約履行に関して障害者政策調整委員会に対しアドバイスや意見具申を行う機関であることに注目している。しかしながら委員会は、障害者政策調整委員会が十分に機能しておらず、韓国国家人権委員会が権利条約の履行に関する効果的な監視を行うための十分な人的、財政的資源が欠如していることについて懸念する。

　**62． 委員会は締約国に対し、障害者政策調整委員会が障害者に関連する政策の効果的な発展と実施という役割を果たし、韓国国家人権委員会が権利条約の履行を効果的に監視するための十分な人的、財政的資源を提供することを勧告する。さらに委員会は、締約国が権利条約の履行の監視において、障害者や障害者の代表的な団体の完全参加のための法定規定を行うことを勧告する。**

**後続措置と普及**

　63． 委員会は締約国に対し、同最終見解で提示した委員会からの韓国の実施を要請する。委員会は締約国が政府や国会のメンバー、関連各省庁の公務員、教育や司法の専門家などの地域の権威あるいは関連の専門家グループに対して、現代的なソーシャルコミュニケーション戦略を用いて、最終見解を普及することを勧告する。

　64． 委員会は締約国に対し、政府報告書の準備において、市民社会組織、特に障害者団体を含めることを強く推奨する。

　65． 委員会は同最終見解を、NGOや障害者の代表的な団体を障害者、その家族も含め、手話を含む公用語や少数言語でアクセシブルなフォーマットで広く普及し、それらを人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。

**次回の報告書**

　66． 委員会は締約国に対し、2019年1月11日までに第2回と第3回の政府報告書を合体して提出すること、並びにそこに同最終見解の履行状況を含めることを要請する。委員会は締約国に上述した政府報告書について、政府報告書の提出期限の最低1年前までに事前質問事項（List of Issues）を準備し、それについての回答が政府報告書の一部を構成する、という簡素化された報告手続きに基づいて提出ことを考慮することを要請する。

以上

　崔　栄繁（さいたかのり）仮訳（2016年1月30日）